



令和8年 年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔



～2月1日から2月28日の間は

化学物質管理強調月間です～

皆様方には、日頃より（公社）広島県労働基準協会並びに三原支部の事業活動にご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

三原支部は、1月23日（金曜日）に三原サン・シープラザにおいて、令和7年度第2回幹事会を開催し、引き続き分会・部会実務担当者会議及び研修会を開催しました。

◇三原支部 第2回幹事会を開催◇

三原支部は、来賓に三原労働基準監督署の坂根署長、大原安全衛生課長をお迎えし、第2回幹事会を開催しました。

幹事会は、冒頭に支部長である帝人株式会社三原生産部の近藤部長よりご挨拶をいただき開会し、続いて三原労働基準監督署 坂根署長よりご挨拶をいただいたのち、事務局より「令和7年度事業概況報告」及び「令和8年度事業計画（案）」について説明を行い確認いただき、新規講習について説明を行うとともに、令和7年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を竹原分会の三井金属㈱竹原製煉所の田中恵様が受賞されたことを報告し、幹事会は終了しました。



【近藤支部長 あいさつ】

新年あけましておめでとうございます。

近藤支部長 挨拶

新しい年を迎え最初の幹事会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

三原支部幹事事業場の皆様には、平素より当支部の事業活動に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日の会議は公務ご多用のなか三原労働基準監督署より坂根署長と大原安全衛生課長にご出席いただいております。誠にありがとうございます。

行政の皆様方には、日頃より、ご指導、ご鞭撻を賜っており、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、広島県内の景気動向につきましては、緩やかな回復基調にあるとされ、先行きについても雇用・所得環境の改善、各種政策の効果により緩やかな改善を支えることが期待されるものの、今後、海外経済の動向や物価動向などが、企業の事業活動や個人消費の動向など県内の経済情勢へ与える影響を引き続き注視していく必要があるものとされています。

景気は緩やかな回復基調にあると言われているものの、昨年一年間も長引く円安基調や物価上昇の継続、高い水準にある人手不足感など経営環境は難しい状況にあり、企業活動にご苦労されていたものと思います。

このような状況のなか、広島県労働基準協会では今年度も皆様方のご理解とご協力をいただきながら、「労働基準関係法令の普及促進」、「労働災害の防止」、「職場での健康保持の確保」の各種事業を展開しております。



第2回幹事会の様子

三原支部も、予定しておりました幹事会、会員会議、安全週間、衛生週間における説明会など計画どおり開催してまいりました。

また、各種講習会等につきましては、12月末現在での受講者数は、広島県労働基準協会全体で前年同月比4.0%減となっている一方、三原支部の受講者数は前年同月比4.4%増となっています。

三原支部受付では前年度同月より増加しているものの協会全体では減少しておりますので、今後、支部としても受講勧奨などを積極的に取り組むこと等により受講者増を図ることとします。

一方、三原監督署管内の労働災害発生状況につきましては、コロナウイルス感染症を除く休業4日以上死傷災害が12月末の速報値で、令和4年141件、令和5年177件、令和6年194件と増加傾向でしたが、令和7年は170件で、前年同月比25件、12.8%減と減少に転じました。しかしながら、ここ10年を見ますと令和7年も労働災害が多く発生した年となっています。

なお、令和7年における死亡災害につきましては、令和3年以来の発生件数0件を達成しています。今後とも、労働災害の大幅な減少、死亡災害ゼロを目標に取り組んでまいります。

職場における健康と安全の確保、安心して仕事ができる職場の構築が企業発展に繋がるものと思われまますので、皆様方には、今一度、職場における健康・安全に対する意識や取組の徹底を重ねてお願いいたします。

本日の幹事会は、令和7年度の事業概況の報告、令和8年度の事業計画を主な議題としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、ご出席いただいております皆様方のご健勝を祈念し、幹事会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

【坂根署長 あいさつ】

広島県労働基準協会三原支部の皆様には、平素より労働基準行政の推進について格段のご理解とご協力をいただき、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。新年に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和8年の年明けを迎え20日余り経ちましたが、世界に目を向けますと、ウクライナ情勢、ベネズエラ問題、イラン国内の騒乱、グリーンランドをめぐる情勢など、国際環境は憂慮される状況が続いております。

一方で国内におきましては、株価は概ね堅調を維持しているものの食料品や光熱費をはじめとする物価高が続き、企業経営や国民生活への影響が懸念されております。

こうした中、日本経済は緩やかな回復基調にあると言われてはいますが、先行きについては引き続き注視が必要な状況にあると認識しております。

この厳しい社会経済環境の中、事業者の皆様には、人材確保やコスト上昇への対応など、日々ご苦勞を重ねておられることと存じます。心より敬意を表する次第です。

そのような状況下にあっても、安全で安心な職場環境の確保に取り組んでいただいていることを踏まえ、まずは、令和7年における三原労働基準監督管内の労働災害発生状況についてご報告申し上げます。

令和7年の災害速報値では、休業4日以上労働災害は170件となり、前年速報時の194件と比較し減少しました。関係各位には、日々の安全衛生対策にご尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

業種別にみますと、最も多いのが製造業で61件、次いで保健衛生業が24件、商業が19件、建設業及び運輸業がそれぞれ17件となっています。

また、災害の型別では転倒災害が48件と最も多く、次いで墜落・転落災害34件、動作の反動・無理な動作によるものが15件、はさまれ・巻き込まれ災害が14件と続いています。

特に転倒災害と動作の反動・無理な動作を合わせたいわゆる行動災害は全体の34.7%を占めており、引き続き重点的な対策が必要な状況であります。

次に、今後の行政展開について大きく2点申し上げます。

まず1点目、労働災害の防止等についてですが、令和8年度は第14次労働災害防止計画の4年目に当たり、引き続き事業者の皆様による自発的な安全衛生対策の取組を基本とし、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策の推進、更には個人事業者に対する安全対策の充実を図っていきます。

また、メンタルヘルス対策や過重労働防止など労働者の健康確保対策についても、引き続き重要な課題として取り組んでいきます。

加えて、来月は、昨年度に引き続き「化学物質管理強調月間」となっております。化学物質による健康障害防止対策の一層の推進について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2点目、最低賃金についてですが、皆様ご承知のとおり広島県最低賃金は時間額1,085円が令和7年11月1日から適用されています。また、産業別最低賃金についても12月31日から順次適用されていますので、改めてご留意いただきますようお願いいたします。

併せて、最低賃金をはじめとする賃金の引き上げに伴い、各種助成金制度も設けられていますので、積極的にご活用いただければと思います。お手元にお配りしています『「最低賃金引上げ



坂根署長 挨拶

への対応』のご案内』というパンフレットの見開き部分に各種助成金を紹介していますので、ご参照いただければと思います。

結びに、労働災害の防止と、働く人が安全安心に働ける職場環境の整備は、行政だけでなく、事業者、労働者、関係団体の皆様が一体となって取り組むことが不可欠です。

本年も、労働基準協会三原支部の皆様と緊密に連携しながら、管内の労働安全衛生水準の向上に努めてまいりたいと考えていますので、引き続きご支援、ご協力を御願い申し上げます。

終りに、本日、ご参集の皆様の益々のご活躍とご健勝、そして無災害を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

◇分会・部会実務担当者会議及び研修会◇

第2回幹事会に引き続いて、分会・部会実務担当者会議及び研修会を開催しました。

最初に、三原労働基準監督署 大原安全衛生課長に講師をお願いし、「労働災害発生状況等について」をテーマとする安全衛生セミナーを行いました。



大原安全衛生課長の説明

セミナーでは最初に、広島労働局管内で発生した死亡災害について、令和7年は21件で前年より3件増加している状況であること、このうち製造業の工場内での爆発事故によるものは、三原署管内の作業場で発生していること等を話されるとともに、休業4日以上 の災害も3,052件で、前年より27件増加している状況にあるとの説明がありました。

一方、三原署管内の災害発生状況としては、死亡災害は0件でしたが、先ほど説明した三原署管内の作業場での死亡災害は、出張作業中の災害であることから被災者所属事業場より所轄署への報告となり、三原署管内での死亡災害としてはカウントされず、また、管内の解体作業現場にて死亡災害も発生していますが、これも労働者以外の事業主等の被災であったためカウントされていません。したがって、実際には死亡災害0と言えない状況であったとの説明がありました。併せて、休業4日以上 の災害は、12月末速報値で170件と前年同期比で24件の減少となっているとの話がありました。

管内の災害を業種別、事故の型別、災害の程度別等で見てみると、業種別では製造業が一番多く、次が保健衛生、商業、建設業の順で、事故の型別では転倒災害が28.2%で災害の概ね1/3を占めている状況にあり、災害の程度別では1か月以上の休業を要するものが95件、55.9%と多くなっているとの説明がありました。

また、経験別では経験年数3年未満の被災が62件、36.4%と3年未満の方が被災する傾向が多く、年齢別では60歳以上の被災が54件、31.8%で、10年前の平成28年の38件、23.6%に比べ高年齢者の就労の増加から被災件数が増加しており、エイジフレンドリーガイドラインに基づく災害防止の対応が重要となると話されました。

併せて、事業場規模別では労働者29人未満の事業場における被災が91件、53.5%にも及んでいることから、元請事業者の皆様は協力会社や下請会社をよくご指導いただき災害発生 の未然防止をしていただくようお願いがありました。

続いて、昨年5月の労働安全衛生法等の改正に関して話がありました。改正は「個人事業者等

に対する安全衛生対策の推進」、「職場のメンタルヘルス対策の推進」、「化学物質による健康障害防止対策等の推進」、「機械等による労働災害の防止の促進等」、「高齢者の労働災害防止の推進」の5点について行われており、個人事業者等の安全衛生対策に関しては、業務上災害報告制度が創設され、令和9年1月1日より労働者ではない一人親方等に業務上災害が発生した場合も報告が必要となること、作業を請け負わせる一人親方等に対する安全衛生措置が義務化され、危険箇所への立ち入りに関しても、従来の「労働者を立ち入らせてはならない」から「立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示すること」に改正されていると説明がありました。

また、メンタルヘルス対策では、現在、50人未満の事業場は努力義務となっているストレスチェックについて、事業場規模による制限をなくす改正が行われ令和10年5月までには施行されること、化学物質による健康障害防止対策等では、危険性・有害性情報の通知制度の履行の確保に係る法令改正が行われるとともに、個人ばく露測定において作業環境測定士等の有資格者が作業環境測定基準に従って実施することが義務付けられたとの説明がありました。

機械等による労働災害の防止に関する改正では、クレーンとの特定機械等の製造許可申請に係る審査の一部が民間機関で行うことが可能となったと説明されるとともに、高年齢労働者の労働災害防止では、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講ずることが、治療と仕事の両立支援では、職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが努力義務化されたことから、指針に基づいた対策をお願いする旨の説明がありました。



実務担当者会議の様子

次に、精神障害の労災認定の状況等について、精神障害の労災認定件数は年々増加し令和6年度の労災認定件数が1,055件に達しているとのことで、これらのメンタルヘルス不調を防止するための体制整備として、「衛生委員会での調査審議」、「心の健康づくり計画の策定」、「メンタルヘルス推進担当者の選任」が非常に重要であり、メンタルヘルスケアの具体的な取組としては、ストレスチェック制度を活用したメンタルヘルス不調の未然防止する一次予防、メンタル不調の早期発見と適正な対応を行う二次予防、職場復帰を支援する三次予防に分けられ、特に一次予防のストレスチェック制度の推進等を通じ職場のメンタルヘルス対策の促進が図られるとの話がありました。

また、この取り組みのため、産業保健活動総合支援事業として労働者健康安全機構におけるサポート事業を行い、併せて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場におけるメンタルヘルスに関する総合的な情報提供や、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等に関する相談窓口の設置を行っているとの説明がありました。

各事業場においては、「メンタルヘルスケアにかかる基本方針の表明」、「メンタルヘルス推進担当者の選任」、「ストレスチェック制度の導入」、「教育研修の実施」、「事業場外資源の活用」の5つをポイントに自主的な対策をお願いすると話されました。

続いて、化学物質管理に関しての話がありました。今年も2月1日から2月28日まで化学物質管理強調月間が実施され、この月間に合わせた取組として広島県内の監督署において、新たな化学物質管理に関する説明と自主管理のやり方について周知・普及させることを目的と

して説明会を予定していること、厚生労働省においても、外食・宿泊産業等第三次産業を対象とした「化学物質の自律的管理を学ぼうセミナー」をweb配信による開催が予定され、セミナーの基調講演では厚生労働省の化学物質管理専門家検討会の座長でもある化学物質情報管理研究センターの城内先生の講演が予定されていると説明されました。

最後に、工作物の石綿事前調査に関し本年1月1日から事前調査資格を有している者の調査が義務付けられたこと、労働安全衛生関係の一部手続の電子申請が昨年1月より義務化され、義務化された報告については控えが返信されるものの、義務化されたもの以外では返信されないこと、報告において記入漏れが散見されるとの話がありました。

大原課長の説明ののち内容に関して質疑応答を行い、安全衛生セミナーを終了しました。

安全衛生セミナーの後は、分会・部会実務担当者会議における「討議・報告及び連絡事項」として、分会長及び部会委員の確認、令和8年度各種行事予定について説明を行い、ご確認していただいたところです。

◇ 令和8年度 三原支部関係行事予定(案) ◇

【年間行事予定(案)】

- ・ 4月24日 幹事会、会員会議（三原市中央公民館）
※ 幹事会以降、会場確保の関係で日程を変更しております。
- ・ 5月14日 第1回安全部会（三原市サン・シープラザ(予定)）
- ・ 5月20日 県協会 第1回理事会（Web会議予定）
- ・ 6月2日 全国安全週間説明会（竹原・会場未定）
- ・ 6月4日 全国安全週間説明会（三原・会場未定）
- ・ 6月8日 全国安全週間説明会（河内・河内保健福祉センター）
- ・ 6月16日 県協会 社員総会、第2回理事会（ホテルメルパルク広島）
- ・ 8月5日 第1回労働衛生部会（三原市サン・シープラザ(予定)）
- ・ 8月25日 ゼロ災運動研究集会
（福山市・ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ 小ホール）
- ・ 9月3日 全国労働衛生週間説明会（竹原・会場未定）
- ・ 9月7日 全国労働衛生週間説明会（河内・河内保健福祉センター）
- ・ 9月8日 全国労働衛生週間説明会（三原・会場未定）
- ・ 9月16～18日 全国産業安全衛生大会（札幌市・北海道立総合体育センターほか）
- ・ 11月17日 広島県産業安全衛生大会（広島市・JMSアステールプラザ 中ホール）
- ・ 令和9年
1月22日 第2回幹事会、分会・部会等実務担当者会議及び研修会
（三原市サン・シープラザ(予定)）

※ 上記以外に、9月下旬及び令和9年3月下旬に県協会 理事会が予定されています。また、上記はあくまでも年間行事予定の案です。

【講習支部開催予定】

- ・ 4月16～17日 職長等教育・安全衛生責任者教育（三原市サン・シープラザ）
- ・ 9月15～16日 職長等教育・安全衛生責任者教育（三原市サン・シープラザ）

★熱中症予防労働衛生教育を開催します★

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため昨年5月労働安全衛生規則の改正が行われ、「熱中症の早期発見のための体制整備」「熱中症の症状悪化防止のための措置及び実施手順の策定」「体制、措置等の作業従事者への周知」が事業者には義務づけられました。

併せて、「職場における熱中症予防基本対策要綱(令和7年5月20日付け基発0520第7号)」が策定され、労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者(熱中症予防管理者)及び労働者(作業従事者)に対して、あらかじめ「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急処置」、「熱中症の事例」について労働衛生教育を行うこととされました。

これを受け、(公社)広島県労働基準協会では、新たな安全衛生教育として「熱中症予防労働衛生教育」を下記のとおり開催いたしますので、作業を管理する方や作業従事者の方は受講いただきますようご案内申し上げます。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・令和8年3月3日(火) 林業ビル | ・令和8年3月4日(水) 福山教習所 |
| ・令和8年4月22日(水) 林業ビル | ・令和8年4月27日(月) 福山教習所 |
| ・令和8年5月27日(水) 林業ビル | ・令和8年5月29日(金) 福山教習所 |
| ・令和8年6月16日(火) 福山教習所 | ・令和8年6月24日(水) 林業ビル |
| ・令和8年7月24日(金) 福山教習所 | ・令和8年7月27日(月) 林業ビル |
| ・令和8年8月4日(火) 林業ビル | ・令和8年8月24日(月) 福山教習所 |
| ・令和9年3月2日(火) 林業ビル | ・令和9年3月10日(水) 福山教習所 |

◇2月は「化学物質管理強調月間」です◇

令和7年度 スローガン

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

令和8年2月1日から2月28日までの1か月間は「化学物質管理強調月間」です。

この「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに化学物質管理活動の定着を図ることを目的に、令和6年度に創設された強調月間で毎年2月に実施されます。

皆様の事業場において、この期間内で化学物質管理強調月間実施要綱に示された事業者の実施事項を着実に励行していただき、化学物質管理の徹底を図ってください。

【実施者(各事業者)の実施事項】

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

(ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認

- (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露低減措置の実施等
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - ③ スローガン等の掲示
 - ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施
- ※ 令和7年度化学物質管理強調月間実施要綱については、厚生労働省若しくは中央労働災害防止協会のホームページからダウンロードされご確認ください。

☆第85回(令和8年度)全国産業安全衛生大会 in 札幌☆

大会テーマ「大地にみなぎる 安全・健康 決意の力」

第85回(令和8年度)全国産業安全衛生大会は、下記日程にて札幌市において開催されることとなっています。多くの方に参加いただきますようご案内申し上げます。

開催期間：令和8年9月16日（水曜日）～

9月18日（金曜日）

会場：北海道立総合体育センター（北海きたえーる）

札幌コンベンションセンターほか

同時開催：緑十字展2026

札幌市スポーツ交流施設（つどーむ）